

釜ヶ崎救援ニュース

第5号 1993年 釜ヶ崎・顔づけ一暴行に対する抗議事件救援会

2月15日 大阪市西成区萩の茶屋2-8-9・旅館の里 気付 ☎06(641)7183

和田さん・井上さんの裁判も山場です。
裁判への傍聴をおねがいします。

☆井上一夫さん第二回公判 三月二日(火)あさ十時……手配師・田中の証人尋問
☆和田末吉さん第五回公判 三月九日(火)あさ十時……井上さんの証人尋問の続き
両日とも、法廷は大阪地裁一〇〇四法廷です。

和田さんと井上さんの裁判も、山場に入っています。いま法廷では、検察・警察の調書にある「和田さんと井上さんの手配師・田中に対する殺意」があったのか否かをめぐって争っており、いわゆる「本人の自白調書」と田中の調書及び法廷での「証言」を基に「殺意があった」として「殺人未遂」に仕立てあげようとする検察官に対して、和田さん・井上さんと弁護士は「殺意がなかった」ことを立証しながら、検察・警察の目論見とたたかっています。

和田さん・井上さんとも警察の不正なやり方によって、調書で「殺意」を認めさせられた中で、今その「殺意」を否定して、ひとつずつ「殺人未遂」をつきくずしていくことができるのは、何よりも

和田さんと井上さんの頑張りによるものであるとともに、和田さんの弁護士であられる谷弁護士・井上さんの弁護士であられる小田弁護士の御尽力、毎回公判にかけてつけて和田さん・井上さんの大きな心の支えになっている釜ヶ崎の労働者のみなさん、この裁判と釜ヶ崎の労働者に心をよせていただいている賛同人・会員等の方々のご支援によるものです。

あらためて感謝するとともに、「他の日雇労働者に対する見せしめのための重刑」という警察・検察の目論見を、和田さん・井上さんとともにさらにつきくずしていくために、できるだけ多くの方々に公判に傍聴にきていただけるようお願いするものです。

(救援会事務局)

井上さん、取り調べ警官による「殺意」認知の強要を証言し、自白調書の信用性が揺らぎました。

二月二日におこなわれた和田さんの四回目の公判には、井上さんが検察側申請の証人として出廷しました。検察官が新しい証拠として提出した井上さんの「自白調書」に対して、井上さんが調書の中にある「手配師・田中に対する井上さんと和田さんの殺意」を否認したからです。

証人として出廷した井上さんは、検察官が何とか「殺意」を認めさせようと、井上さんの供述調書を持ち出すことに対して、取り調べをした警官が、自分が言っていないことまで言ったかのように書き込んで、「殺すつもりがあった」とする調書を作成したことを明らかにし、「殺意の存在」を明確に否認しました。

井上さんの証言を整理すれば、次の内容です。

◎調書では和田さんが井上さんに対して「田中は

腹のたつ奴やから、田中の体にもガソリンをかけたるわ」と言ったとなっているが、和田さんはそんなことは言っていない。

◎自分がガソリンに火をつけるときに、和田さんが井上さんに対して「今や。早う火つけんか」と言ったと調書には書かれているが、和田さんが何か言ったのか言っていないのかも覚えていない。

◎車は燃やすつもりだったが田中を燃やすつもりなどなかった。

◎「田中が死んだり車に乗っている者がヤケドをしても仕方がないと思っていた」ことなどない。

◎和田さんが車の中にいる田中めがけて、ガソリンをかけたとなっているが、自分の角度からは見えなかったのわからない。

◎調書では、和田さんが「殺したる」と言いながらガソリンをかけた、となっているが、そんな記憶はない。

◎時間的には田中と和田さんがもみ合いになって

◎田中と同じ車（林建設の求人車）に乗っていてヤケドを負った浅羽氏については、田中のほかに人が乗っていることなど知らなかった。

自分が割って入り、田中が車に倒れこんだ後に、自分が車の下に漏れて路上に流れていたガソリンに火をつけた格好だが、火をつけるとき気が動転していた、田中がまだ車の中にいるとは思ひもしなかった。

◎これらのこと（以上のように法廷で証言した内容）は、取り調べの刑事にも同じことを言ったが、その刑事は、自分の言ったことを受け付けようとせず、刑事が勝手に作りあげた内容を、そのまま調書に井上本人の供述として書き込んだ。

◎捕まって四日くらい後の取り調べのときに、その調書を作った刑事が机をたたいて、大声で「お前なめとったらかんぞ！」と言ったので、怖くなっ
てしまい、また何を言っても受け付けてもらえない
と思い、自分が言ったことと違う内容で刑事が調書
を書いていることはわかっていたが、自分の言った
通りに書かせることはあきらめてしまった。

警察による人権侵害は許せません。

警察の留置所という閉ざされた場所で拘禁されて

いる被疑者が、その取り調べに当たっている警察官によって脅しをかけられれば、それがたった一回の威圧行為であっても、取り調べ官の言いなりになっ
て真実と異なる自白調書を認めさせられてしまうこ
とは、数々の冤罪事件を見てもはっきりしています。

次回の和田さんの公判は、井上さんに対する弁護
側からの証人尋問の続きであり、警察が「殺意」調
書をつくって井上さんに強要したことを、井上さん
と和田さんに殺意がなかったことの立証が、さらに
つつこんでおこなわれます。

日雇労働者を「住所不定・無職」とする警察・検
察の差別・人権侵害

一月二十六日に開かれた井上さんの初公判で、井
上さんは、検察の起訴状に「住所不定・無職」と書
かれていることに対して、自分の住所を述べ、職業
は「土木作業員」であると述べました。

日雇労働者に対しては、被告人があえて主張しな
い限り「住所不定・無職」として記述し、「社会の
まっとうな構成者でない者」という偏見をあおる警
察・検察の人権侵害は許されるものではありません。

釜ヶ崎キリスト教協友会の「越冬だより」に載せていただく予定の物ですが、再度7月3日の事件の意味をうたえたいということで、先に転載しました。

なぜ釜ヶ崎労働者が、「刑事事件」という形で自分たちの置かれている状態に抗議せざるを得ないのでしょうか。

—— 沖野（釜ヶ崎・顔づけ一暴行に対する抗議事件救援会）

昨年7月3日のあさ、手配（求人）のためにセンターにきていたある人夫出し「業者」のワゴン車が、ガソリンをかけられて燃やされるという事件が起きました。ワゴン車に乗っていた、手配師と長くその業者に仕事に行っていた労働者1名がヤケドを負いました。

事件の翌日、「殺人未遂」という容疑で、和田末吉さんという釜ヶ崎の日雇労働者が逮捕され、さらに11月13日には「共犯者」として同じ「殺人未遂」で井上一夫さんという日雇労働者が逮捕されました。

事件の直接の原因は、一昨年の秋から仕事が少なくなり、さらにその業者の手配師が変わってからは、和田さんも井上さんも「顔付け」と称してほとんど仕事を廻してもらえなくなり、その上、事件の前前日には井上さんとその友人が、事件でヤケドを負った手配師に、自分たちにはなぜ仕事を廻さないのかと、「顔づけ」というやり方に抗議したところ逆にその手配師と、その業者に「顔づけ」で仕事に行っている労働者数名に暴行を受けたことにあります。

こうした手配師たちの横暴に抗議するために、和田さんと井上さんは、求人の車を燃やそうとしたのです。

この事件は、当時、そして今も続く釜ヶ崎での厳しい不況のなかでの労働者の苦しみと、労働者を二重三重に痛めつける就労構造の矛盾を象徴する事件でした。

和田さんにしろ井上さんにしろ、ガソリンをかけて車を燃やせば、逮捕されて重い刑に服さなければならぬことは分かっていた。しかし、それでもなお、こういう形で抗議せざるをえなかったところに、和田さん・井上さんの追い詰められた状態があったと思います。しかも、それがひとり和田さん・井上さんだけではなく、ほとんどの釜ヶ崎の労働者の置かれた状態であることは、私たち救援会が、様々な人達の協力を得てこの年末におこなった調査でも、7割近い労働者が、和田さん・井上さんの抗議事件に支持または理解を示していることに現れています。

たしかに、車を燃やし、結果としてではあれ、2名の人にヤケドを負わせたことについては、さまざまな

批判や異論があると思います。

しかし、労働者が仕事に行ける日は、私たちの調査でも、平均10日と、以前のほぼ半分になっており、釜ヶ崎での日当が約13500円で、月13万～14万円、それで一日1500円～2000円は最低するドヤ（簡易宿泊所）代を払わなければいけません。特に55才以上の高齢者は、「顔付け」による年齢制限で、さらに厳しい状態です。

昨年の10月に起きた抗議行動（マスコミでは「あいりん騒動」）を見ても、大阪市が不況対策をおこなわない上、ほんのわずかな「応急援助金」さえ一方的に打ち切ったことに、たくさんの釜ヶ崎の労働者が、警察に暴行を受けながらも抗議の声をあげざるをえなかったほど、労働者の置かれた厳しい状況とそれに対するデタラメな行政があります。

大阪府や大阪市そして国といった行政が、7月3日の和田さん・井上さんの抗議事件を、釜ヶ崎労働者全体の追い詰められた状況の現われととらえ、遅まきなりとも抜本的な施策をおこなっていれば、こうしてたくさんの労働者が抗議せざるをえない状態に追いこまれなくてもよかったのです。

しかし、こうした状態に対して、

釜ヶ崎の就労対策を担当しているはずの大阪府は、「相対方式」と称する、労働者に違法なその大半がヤクザ関係である人夫出し業者・手配師からの就労を強いる形を、なんら改めないどころか、仕事保障・就労対策さえおこなおうとしていません。

そして警察は、和田さん・井上さんの事件に対しては、その事件が他の多くの釜ヶ崎の労働者に拡がらないように、「殺人未遂」に仕立てあげて、他の労働者に対する見せしめのために重刑に処させようとし、10月の「事件」では、機動隊の力を持って鎮圧しようとしませんでした。

いわゆるバブル景気的时候は、公共事業に大量に動員し、景気が悪くなればなんらの対策も保障もしない、それは人間の使い捨てでしかありませんし、行政にとって日雇労働者対策とは治安対策でしかないのです。

こうした状態を強いられるかぎり、労働者は追い詰められ、「刑事事件」という形で、自分たちの置かれている状態に抗議せざるをえないのだと私は思います。

井上さん第2回公判—3/2（火）
和田さん第5回公判—3/9（火）

両日とも午前10時に大阪地裁1004法廷です

「顔付け」実態調査中間報告補足

A

①年齢・前号参照

②在釜年数・前号参照

③住居

イ・ドヤ一七四名 ロ・アパート一七名 ハ・日払いマンション一七名
ニ・野宿一四四名 ホ・地域外一四名 ヘ・その他（会合の家・友人宅等）一八名
不明一四名

④健康状態

イ・良い一五四名 ロ・普通一六四名 ハ・悪い一八四名（四〇・八〇） 不明一四名

⑤職種

イ・土工一三三名（五九・七〇） ロ・仮付大工一三名 ハ・鉄筋工一八名
ニ・バラシ一三名 ホ・トビ一三名 ヘ・コボチ一三名 ト・カジヤ一七名
チ・なんでも一三〇名 リ・その他（ガードマン・運転手等）一八名 不明一三名

⑥「現金」か「契約」か

イ・現金一三三名（四五・一〇） ロ・契約一七八名 ハ・半々一四四名
ニ・現金から契約へ一三名 ホ・契約から現金へ一三名 不明一五名

⑦求職場所

イ・センター内一〇名 ロ・センター周辺一三三名 ハ・霞町周辺一一名
ニ・ツテで一二九名 ホ・センターの紹介一五名 ヘ・その他一八名 不明一〇名

⑧白手帳

イ・持っている一八六名（四一・七〇）
a・受給資格有一五一名 b・受給資格無一三三名 受給資格不明一二名
ロ・以前、持っていた一六六名
再交付などで住民票の提出ができなかったなど、住民票が原因一一名
ヤミ印紙一八名
印紙が貼れなくなつて一七名
ハ・つくろうとしたが、つくれなかった一三名
住民票が無い、移せないなどの理由一八名
ホ・つくろうとしたことはない一三九名
住民票が無い一三名 手続きがうるさい一四名

⑨就労日数・前号参照

⑩最近の飯場

滞在日数と働いた日数の双方を答えた者一六一名
平均滞在日数一八・一日 働いた日数一三・九日
一二月以上前の飯場
滞在日数と働いた日数の双方を答えた者一四六名
平均滞在日数一八・五日 働いた日数一五・一日

B

①顔付け

イ・ある方が良い一六名 ロ・ない方が良い一四六名（七〇・九〇）
ハ・やむおえない一八名 ニ・なんともいえない一四名 不明一二名
②よく行く「業者」数
回答数一〇一名 平均三・三業者
在釜別では 四年以下一・八 九年以下一・一 一九年以下一・三
二九年以上一・四・三 三〇年以上一・二・八

③顔付け就労

a・有る一八八名（四二・七〇） b・ない一九三名 不明一二五名
イ・その理由
a・毎日顔を出しているから一七名 b・オヤジをよく知ってるから一六名
c・手配師をよく知っているから一二四名 d・仕事が進むから一一名
e・その他一四名

④顔付け不就労

a・有る一〇〇名（五三・四〇） b・ない一五九名 不明一三七名
イ・その理由
a・なじみでないから一四四名 b・年齢で一三〇名 c・その他一二九名
ロ・その時どう思ったか
「ニュース」報告参照
ハ・ハネられたあと、どうしたか
a・抗議した一八名 b・他を探した一四八名 c・アブレをもらった一六名
d・借金した一三名 e・手持ちの金でシノイで一三名 f・野宿した一七名
g・その他一一名

⑤顔付けには基準があると思うか

a・有る一八八名 b・ない一六名 c・なんともいえない一二九名 不明三三名
イ・基準はどのようなものと思うか（複数・自由回答）
第一位 年齢一五〇名 第二位 顔なじみ一二八名 第三位 仕事ができる一五名
第四位 よく働くかどうか一七名 第五位 格好一五名 他、使いがて一三名・ゴ
マをする奴一二名、手配師によって基準が違う、職種による
ロ・基準は妥当か不当か
妥当一四四名 不当一四一名 わからない一八名

⑥「顔付け」をなくすには

イ・仕事を増やせばよい一五二名
ロ・職安の輪番紹介一六五名
ハ・他一五一名 不明一四三名
理由は前号参照
⑦現行の「相対方式」をやめ、職安方式にしたほうがよいと思うか
イ・そう思う一四八名（七一・八〇） 理由は前号参照
ロ・思わない一二四名 理由は前号参照
⑧センターに高齢者窓口ができれば
a・利用したい一三七名 b・わからない一五名 c・まだそんな歳ではない一五名
d・将来は利用したい一二二名 e・そんな窓口必要ない一一名 f・その他一四名
不明一二二名
（参考）希望就労日数一二八名平均一七・一日、希望単価一二三名平均一万二百六十八
円、希望月収額一二四名平均二十万四千円）

⑨仕事にいつてオヤジや手配師に暴行・暴言を加えられたことがあるか

イ・ない一四一名
ロ・ある一四三名（三・四年前に殴られた・五・六年前竹中公務店の現場で、築港の業
者に胸ぐらつかまれてどつかれた・三年前、滋賀で足付けられ、頭殴られる・飯場、
姫路の新日鉄の工場の中で、ベルトヒンペアの解体をすることになったが、道具
がなかった、責任者が来て、文句を言っけて口ゲンカ、掃りに玄關で袋叩きにあった
・今年八月、センターで目をつぶされた等） 不明一二二名
ハ・そのようなことをなくすには、どうしたらよいと思うか
西成署みたいな所じゃないとこが取り締まる・「相対」をなくして職安が紹介す
ること・人徳・オヤジにしっかりしてもらう・今の警察とかではできないから、

不況ズシ

あいりん地区

1/27 朝日大阪版

月間就労わずか10日余り

昨年の下半期
市民団体調査

大阪・あいりん地区（釜ヶ崎）の日雇い労働者を支える市民グループが、昨年暮れに実施した就労実態のアンケート調査をまとめ、二十六日公表した。昨下半期の月平均就労日数は十一日で、好況時の約半分にまで落ち込んでいた。

調査したのは、昨年七月九歳から七十五歳までの労働者、地区での平均生活歴は初め、求人業者のワゴン車働者二百九人（有効回答二百七十七人）。月平均の就労日数は百六十六から聞き取りをし、二人の労働者の裁判を支えた。

それによると、調査対象者の平均年齢は五十四・七、下旬の三日間、地区の二十

前のページの続きです

仲間うちでなくすようにしたい・職安が指導すべき・等など
⑩和田さんの「事件」を知っていますか
a・知っている一〇〇名 b・知らない 六十一名 不明一五五名
イ・どう思ったか

支持一六四名（当然だ・むこうが悪いわな、みな言ってる・火をつけるのも結果的にわるいが、それだけのものがある・気持ちにはわかる・大いに賛成だ、よくやった・仕事がないのが原因、起こりうる状態、起こって当たり前、前・手配師が悪い、公平に行きたい人にいかせる・林建設の手配師はえげつない、いつかやられると思っていた・手配師のやったことがまづい・悪人じゃないから和田さんを助けてほしい・気持ちはわかる、批判一四名（やりかえすのはよくない、かえって損だ・和田さんやりすぎ、火をつける前に話し合えすべき、業者がこなくなる・目撃した、えらいことする人おる、こんなことしたらあかん・もっと上の人をやるべきだった・等など）

なんともいえない一十九名（どうとも言えない、みんな殺気だつてくる、仕事はほしいから・人から聞いたりしているから判断できん・事情がよくわからん・どっちもどっち・等など）

態だった。こうした層の多くの調査は質問方法などに不備があり、不況で深刻化している地区の実態を反映しているという。

この調査結果は、府の外郭団体「西成労働福祉センター」が昨年六月、五十五歳以上の労働者百二十人を対象に行った調査とは、数

は、好況時は十九・六日だった。昨下半期は半分近くに。高齢者ほど仕事に就きにくいよう、地区生活歴が三十年を越す六十歳以上の場合は、平均で五日余りしか仕事に就けない状況にあるが、同会は「センターだ」と訴えている。

好況時の約半分に
高齢者層にしわ寄せ